

令和7年度 長野市スマート農業用機械等導入支援事業 募集要項

市内農業者の生産性向上と規模拡大を図り、もって農業生産額と農業所得の向上に寄与するため、スマート農業機械等の購入及び技術認定の取得に対して補助金を支給します（補助事業への採否は、審査により決定します）。

応募申請にあたっては、本募集要項を十分ご確認いただくようお願いします。

1 補助対象となる事業費

補助対象事業は、市内農業者の業務効率化・省力化や農作物の高品質化等に資する次の事業とします。なお、両方の事業について同時に応募することも可能です。

(1) スマート農業用機械等購入

市内での営農を目的に導入するスマート農業用機械・設備の購入費用

【対象となるスマート農業用機械・設備について】

原則的に、次のURLに掲載の農林水産省が公表する「スマート農業技術カタログ」に掲載されたもののみを対象とします。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html



ただし、客観的な資料により「スマート農業技術カタログ」に掲載の技術と同等であることが認められる場合に限り、カタログに掲載のない技術も補助対象とすることができます。

また、設置に係る附帯工事費も補助対象とします。

(2) 産業用マルチローター等技術認定取得

産業用無人ヘリコプター又は産業用マルチローター（産業用無人航空機運用要領（平成2農航発130号）第2条に規定するものをいう。）の操作実技教習及び学科教習の受講費用

2 補助金の応募申請資格

応募申請者は長野市内に住所を有する、「市における認定農業者又は認定新規就農者※1（個人・法人を問わない）」若しくは「市内に住所を有する5戸以上の農業者※2で構成された団体」とし、次の条件を全て満たす必要があります。

- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ (前項(1)の事業について応募する場合のみ) 同一年度中に、「長野市農業機械化補助金」又は本補助金による別の財政的支援を受けないこと。
- ・ 本補助金を使って導入を予定する機械等について、国・県による財政的支援を受けないこと。

※1 応募申請時点で農業経営改善計画又は青年等就農計画の提出が済んでいる場合に限り、認定手続き中の方も応募申請が可能です。ただし、採択の場合の交付申請は、計画認定日以降に行う必要があります。

※2 農業者とは、「10a以上の経営耕地面積 又は 過去1年間に15万円以上の農産物の販売実績がある者」とします。

3 補助率および補助上限金額

事業の内容及び応募申請者の種別に応じて、補助率およびその上限額を次の通り定めます。算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとします。

(1) スマート農業用機械等購入

補助率 : 10分の5以内

補助上限金額 :

- ・5戸以上の農業者で構成された団体、法人経営の認定農業者・認定新規就農者 200万円
- ・個人経営の認定農業者・認定新規就農者 150万円

(2) 産業用マルチローター等技術認定取得

補助率 : 10分の5以内

補助上限金額 : 10万円

4 補助対象外経費

次のいずれかに該当するものは、補助対象外となります。

(1) スマート農業用機械等購入支援事業

- ・補助金の交付決定日前に発注、購入若しくは契約したもの
- ・利用料・通信料・光熱水費・メンテナンス費・保険料等、機械の購入費用として含まれないもの
- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等、汎用性があり目的外使用になり得るもの
- ・購入価格の証明書類や、購入した補助対象財産の実物を確認できないもの
- ・令和8年3月31日までの間に納品・支払が完了しないもの
- ・その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断されるもの

(2) 産業用マルチローター等技術認定取得事業

- ・補助金の交付決定日前に申込若しくは契約したもの
- ・交通費・飲食費・宿泊費等、技術認定講座の受講費用に含まれないもの
- ・受講費用の証明書類や、受講の履歴が証明できないもの
- ・令和8年3月31日までの間に技術認定取得が完了しないもの
- ・その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断されるもの

5 応募申請について

補助金の活用を希望する場合は、次の書類を用意し、提出期間中にご提出ください。提出された書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（別紙様式1）
- イ 事業費の見積書及びカタログ
- ウ 受益地一覧表（別紙様式2）
- エ （申請者が団体の場合のみ）構成員名簿及び事業実施同意書（別紙様式3）
- オ （申請者が法人の場合のみ）定款の写し
- カ 市税の納付状況確認に係る同意書（別紙様式4）

(2) 提出期間

令和7年3月26日（水）から令和7年4月23日（水）午後5時15分 必着

(3) 提出先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 (長野市役所 第二庁舎8階)

長野市農業政策課農政担当 TEL: 026-224-5037

E-mail: nosei@city.nagano.lg.jp

(4) 提出に際しての注意事項

- ア 提出書類等に虚偽の記載や不備等がある場合は審査対象となりませんので、注意して作成してください。（提出期限後の書類の変更、差替え又は再提出は認めません。）
- イ 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、応募申請者の負担とします。
- ウ 提出書類の提出は、郵送又は持参（平日の午前8時30分から午後5時15分のみ受付）若しくはEメールのみとします。
- エ 提出書類をEメールにより提出する場合は、Eメール1通あたりのデータ容量が5MB以下となるよう留意してください。また、「構成員名簿及び事業実施同意書（別紙様式3）」及び「市税の納付状況確認に係る同意書（別紙様式4）」は原本を御提出ください。
- オ 提出書類を郵送する場合は、簡易書留や特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- カ 提出書類等については秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。
- キ 審査にあたり、応募申請者に申請内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて提出書類に関するヒアリングを行うことがあります。

6 補助対象者の選定について

(1) 審査方法

提出期限後、応募申請者から提出された書類に基づき、本募集要項「1 補助対象となる事業費」、「2 補助金の応募申請資格」及び「4 補助対象外経費」（以下、「補助要件」という。）への適合を確認し、予算の範囲内で補助対象者を決定します。

補助要件への適合が確認できた応募申請者の補助要望額の合計が予算額を上回る場合は、別紙「長野市スマート農業用機械等導入支援事業 ポイント加算基準」に基づいてポイントの算定を行い、合計ポイント数の高い順に予算の範囲内で補助対象者を決定します。（合計ポイントが同一の場合は、補助要望額が小さい応募申請者を上位とします。）

審査結果により補助金が交付されない場合や、交付金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

(2) 審査結果

審査結果は、全ての応募申請者に通知します（令和7年5月上旬を予定）。

審査結果は非公開とし、審査の経過や結果に関するお問合せや異議等には回答できません。

採択の通知については審査結果をお知らせするものであり、補助金の交付決定は、別途必要な手続きを経て正式に行います。

7 交付決定に必要な手続き等

(1) 補助対象者へは、採否の通知の際に補助金の交付の手続きについて、文書により連絡しますので、指定された期限までに交付申請書及び実施計画書等を提出していただきます。交付申請書等を審査し、問題がなければ交付決定通知を発出します。

- (2) 交付申請書等の内容（補助金の額を含む。）については、審査結果又はその他の事情により修正いただくことがあります。
- (3) 補助金の交付決定後に事業費に変更が生じた場合は、速やかに変更に係る承認申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。

8 補助金の支払いの手続き等

- (1) 事業の完了後、事業の実施報告や検査などの手続きが必要になります。
補助金は、提出された実績報告書と支払に係る証拠書類（請求書・領収書等）や検査に基づいて審査し、補助金の額を確定した後に支払われます。
- (2) 補助金の支払い方法は、事業完了後の通常払いとします。

9 留意事項

- (1) 事業の推進
 - ア 事業は、令和8年3月31日までの完了が条件となりますので、留意の上応募ください。
 - イ 補助対象者は、長野市補助金等交付規則（昭和61年3月27日長野市規則第4号）及び長野市農業振興事業補助金交付要綱（平成16年長野市告示第385号）を遵守し、事業全体の進行管理や事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。
- (2) 補助金の経理
 - 補助対象者は、本事業とそれ以外の事業に係る経理（会計帳簿への記帳・整理管理、機械設備・備品等の財産の取得及び管理等をいう。）を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を整理し、当該収入及び支出を証明する証拠書類と共に、事業完了後の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- (3) 取得財産の管理及び処分制限
 - 本事業により取得した機械・設備等（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助対象者に帰属します。ただし、財産管理・処分等に関しては、次のような制限があります。
 - ア 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
 - イ 補助対象者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する期間が経過する前に取得財産を、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供するなど処分することができません。
 - ウ 取得財産を上記イに係わらず処分した場合は、交付を受けた補助金の額を限度として、補助金の全部又は一部を市に返還していただくことがあります。
 - エ 補助対象者が「5戸以上の農業者で構成された団体」である場合は、交付申請時に、取得する機械・設備等の管理運営に関する規定を定めていただきます。
- (4) その他
 - ア 長野市補助金等交付規則等に違反した場合は、補助金の全部又は一部について返還を求めることがあります。
 - イ 事業実施後、事業内容に関する調査・照会等をする場合がありますので、その際は速やかに回答してください。